

# 申請受付期間を延長いたします

商工業者等及び医療・福祉関係の皆様へ

川俣町新型コロナウイルス感染症緊急対策

事業者支援給付金について（第3弾）

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響によって業績が悪化している町内で商工業等を営む事業者の皆様へ給付金を支給しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いているため、申請受付期間を1カ月延長し令和3年6月30日までといたします。

## 1. 支給対象者

- (1) 町内に事業所がある商工会法第2条に定める「商工業者」、または、医療、福祉（日本標準産業分類における大分類P）を営む事業者を対象とします。  
※「商工業者」の場合は、事前に町商工会の確認を受けていただく必要があります。
- (2) 納期の到来した町税等を完納し、若しくは税務担当課等と納付の協議を実施し、納税等に関する計画を適正に履行していること。
- (3) 暴力団等の反社会勢力との関係を有していない事業者であること。

## 2. 支給要件及び支給額

町内で商工業等を営む正規雇用者数20名以下の小規模な事業所において、判定の対象とする月の売上額が、前年同月比15%以上の減少となっている場合に、その事業者の規模に応じ、給付金を一律に支給します。詳細については、以下のとおりとなります。

補助判定月	令和2年11月から令和3年2月までのうち一月でも前年同月比で下記減少率となる場合
減収率	補助判定月のうち一月でも前年同月比15%以上
給付額	従業員数 1～10人：一律20万円 従業員数 11～20人：一律30万円 ※従業員数には、パートタイム労働者は含めません。

## 3. 受付期間

令和3年3月1日～令和3年6月30日

## 4. 受付場所

産業課商工交流係（予約制）

## 5. 申請書記布場所

役場、町商工会、各金融機関

## 6. 問い合わせ先

産業課商工交流係 電話024-566-2111 内線1505